

○福島県都市計画審議会条例

昭和四十四年七月十五日
福島県条例第四十四号

福島県都市計画地方審議会条例をここに公布する。

福島県都市計画審議会条例
(平一二条例一四〇・改称)

(趣旨)

第一条 この条例は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七十七条第三項の規定により、福島県都市計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(平一二条例一四〇・一部改正)

(組織)

第二条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第三条 委員は、次に掲げる者について知事が任命する。

- 一 学識経験のある者 九人以内
- 二 市町村長を代表する者 二人以内
- 三 県議会の議員 六人以内
- 四 市町村の議会の議長を代表する者 二人以内
- 五 関係行政機関の職員 六人以内

2 前項第一号に掲げる者につき任命される委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 臨時委員は、学識経験のある者その他適当と認める者のうちから知事が任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(平一二条例一四〇・一部改正)

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、第三条第一項第一号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(専門調査員)

第五条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門調査員若干

人を置くことができる。

- 2 専門調査員は、学識経験のある者その他適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 3 専門調査員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第六条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、県の職員のうちから知事が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(会議)

第七条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(常務委員会)

第八条 審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理するため、常務委員会を置くことができる。

- 2 常務委員会は、会長の指名した委員九人以内で組織する。
- 3 常務委員会に、委員長を置き、会長をもつて充てる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、常務委員会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(雑則)

第九条 この条例に定めるものを除くほか、審議会の議事その他審議会の運営に関して必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平一二年条例第一四〇号)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の福島県都市計画地方審議会条例第一条の福島県都市計画地方審議会の委員として任命されている者は、その残任期間中は、改正後の福島県都市計画審議会条例第一条の福島県都市計画審議会の委員として任命されたものとみなす。